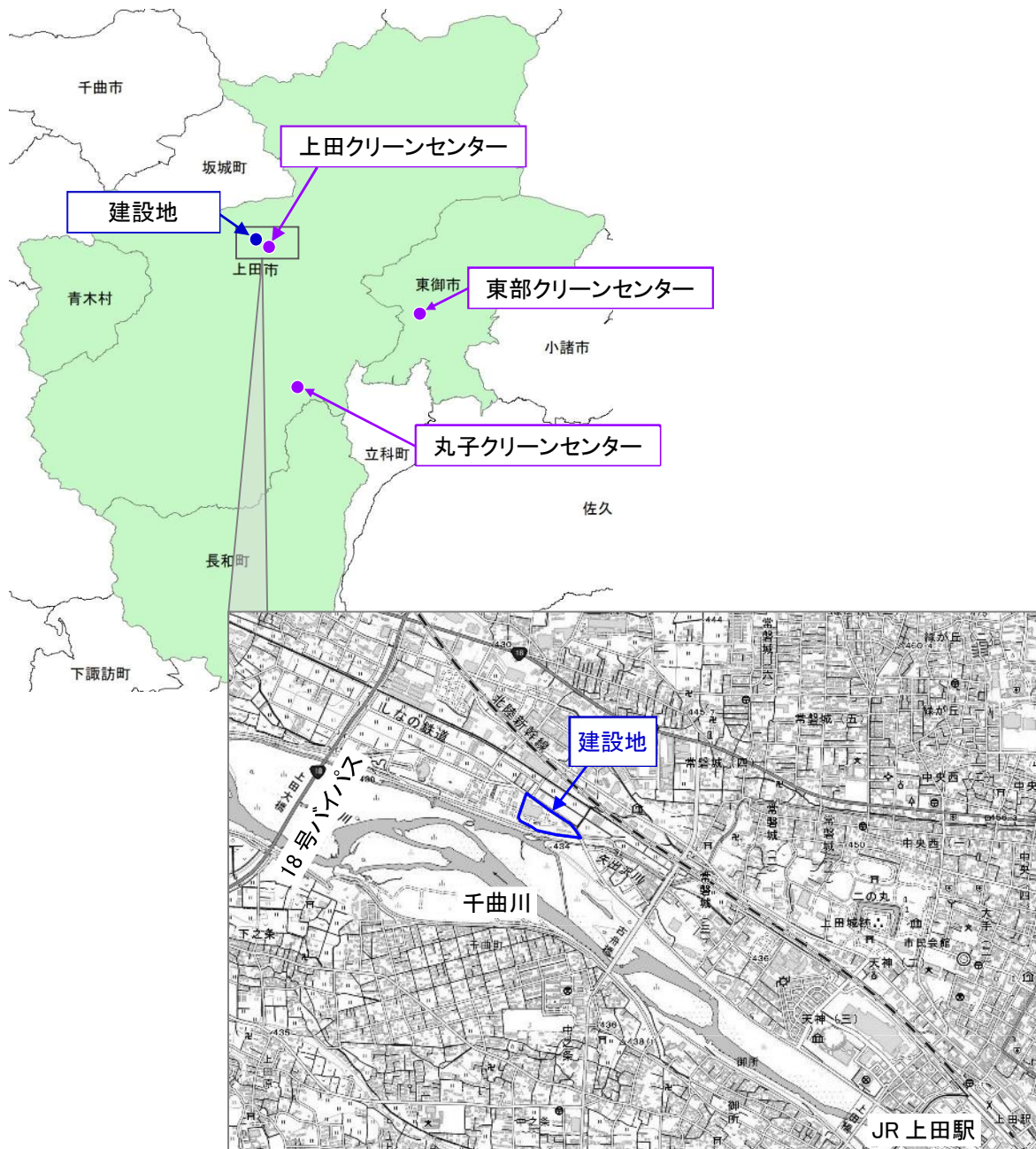


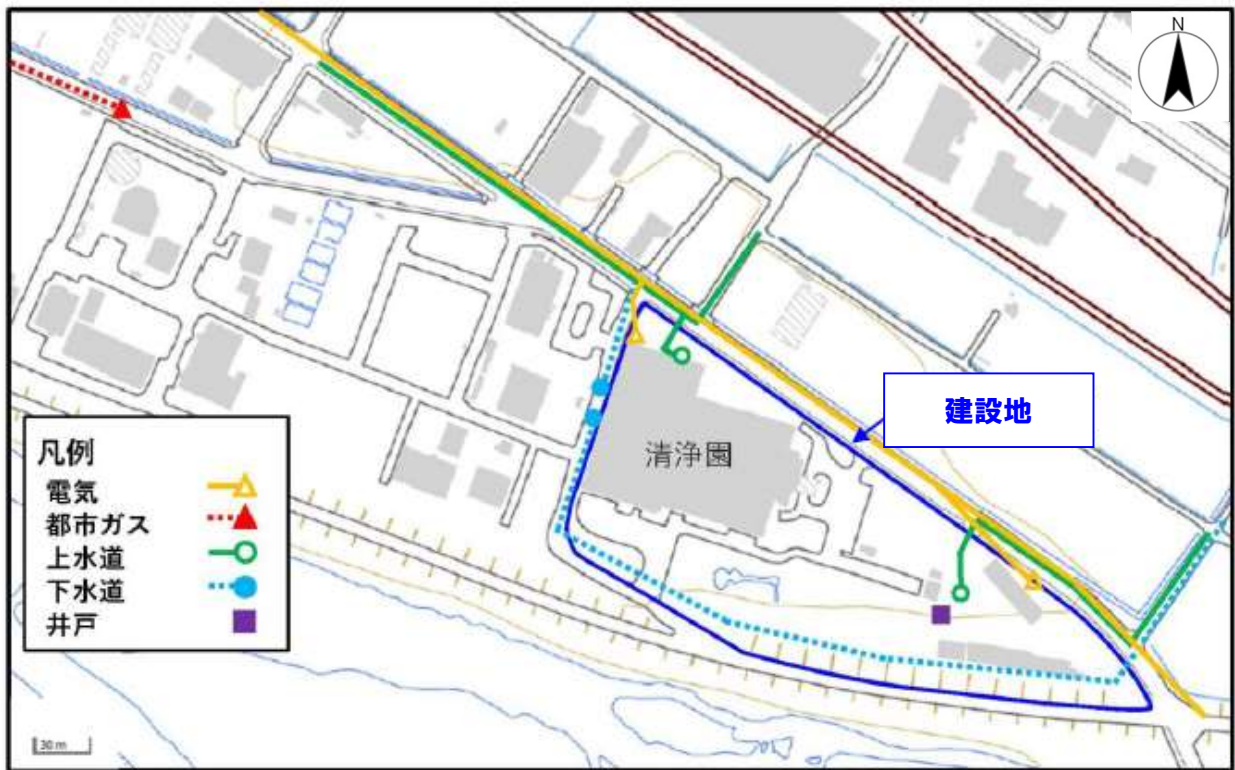
# 添付資料 1 事業実施場所

【上田市常磐城 2320 番地ほか（し尿処理施設「清浄園」用地ほか）】

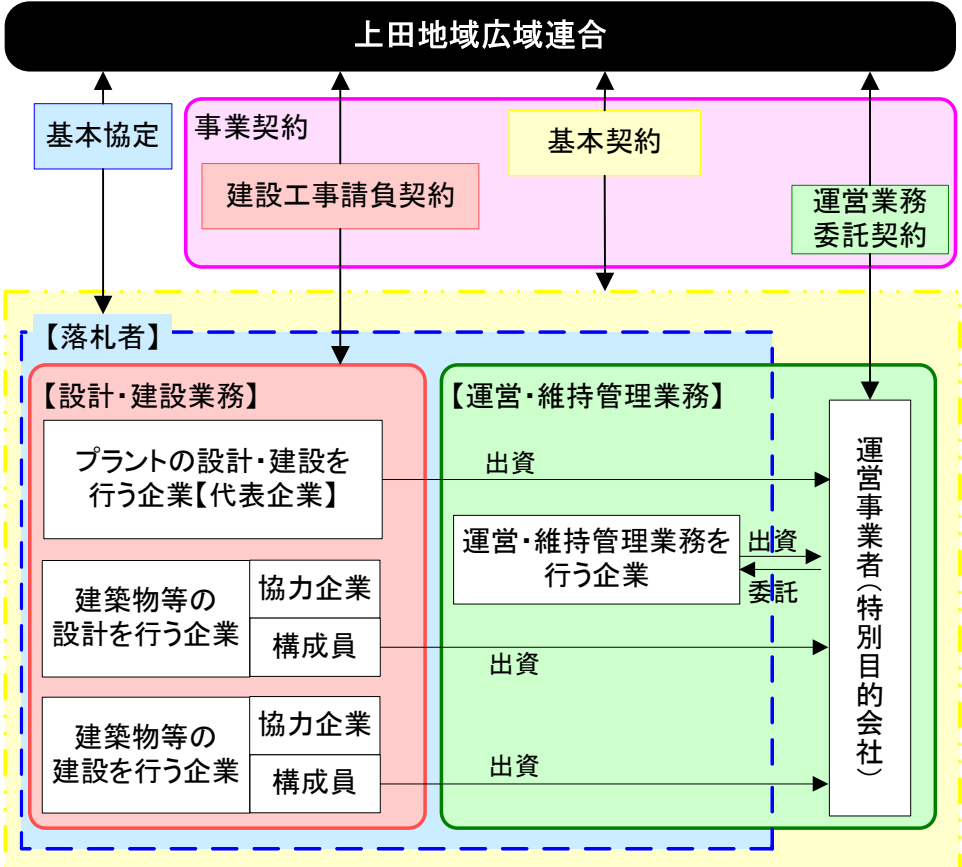


## 添付資料 2 事業実施区域

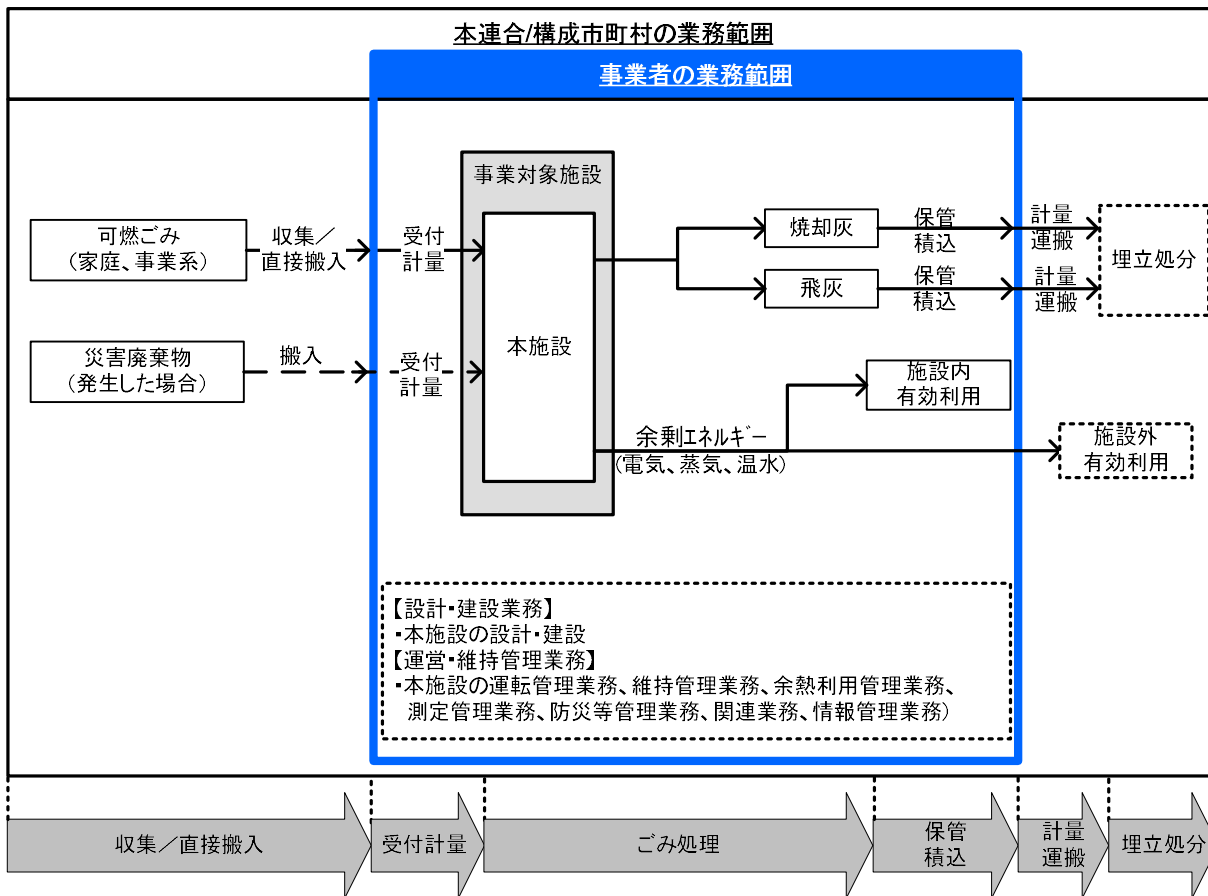
【敷地面積：約 2ha】



添付資料3 契約スキーム

項目	内容				
契約スキーム図	 <p>注 1) 構成員とは特別目的会社へ出資する者、協力企業とは特別目的会社に出資しない者を指す。  注 2) 設計・建設業務の建設工事請負契約は、共同企業体又は単体企業（代表企業）と締結する。</p>				
事業契約	基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約				
本連合の支払対価	設計・建設工事費、運営・維持管理業務委託費				
事業者の収入	<table border="1" data-bbox="252 1592 411 1794"> <tr> <td data-bbox="252 1592 411 1697">建設事業者</td> <td data-bbox="411 1592 1436 1697">本連合から支払われる設計・建設工事費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1697 411 1794">運営事業者</td> <td data-bbox="411 1697 1436 1794">本連合から支払われる運営・維持管理業務委託費</td> </tr> </table>	建設事業者	本連合から支払われる設計・建設工事費	運営事業者	本連合から支払われる運営・維持管理業務委託費
建設事業者	本連合から支払われる設計・建設工事費				
運営事業者	本連合から支払われる運営・維持管理業務委託費				

# 添付資料 4 役割分担概念図



## 添付資料5 リスク分担

段階	No.	種類	内容	本連合	事業者
全期間共通	1	契約締結リスク	議会を含む本連合の事由により契約が結べない等※1	●	
	2		事業者の事由により契約が結べない等※1		●
	3	内容変更リスク	本連合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	●	
	4	法令変更リスク	本事業に直接関連する関係法令・規制等の変更に係るリスク	●	
	5		上記以外の関係法令・規制等の変更に係るリスク		●
	6	税制変更リスク	本事業に直接関連する税制度の変更（例：法人税率等の変更）及び新税の設立に伴うリスク		●
	7		上記以外の税制度の変更及び新税の設立に伴うリスク	●	
	8	許認可リスク	本連合が実施する許認可取得の遅延に関するもの	●	
	9		事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		●
	10	第三者賠償リスク	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		●
	11		上記以外の本連合の帰責事由により発生する事故等に対する賠償リスク	●	
	12	住民対応リスク	本事業の実施そのものについての住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの。また、それに伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	●	
	13		上記以外のもの（事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等）		●
	14	事故発生リスク	事業者が実施する設計、建設、運営において発生する事故		●
	15		上記以外の本連合の帰責事由により発生する事故	●	
	16	環境保全リスク	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等による周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		●
	17		上記以外の本連合の帰責事由により発生するもの	●	
	18	延期、中止等リスク	事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行によるもの		●
	19		本連合の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行によるもの	●	
	20	物価変動リスク	インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（一定の範囲内）		●
	21		インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（一定の範囲を超えた部分）	●	
	22	不可抗力リスク	天災等大規模な災害、暴動、戦争等の予測できない事態の発生により生じる費用増加又は損害、修復のために事業実施に遅延、中止等が生じるリスク※2	●	▲
	23	交付金リスク	事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されないリスク又は事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク		●
	24		その他の事由により予定されていた交付金額が交付されない又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	●	
	25	入札書類リスク	入札説明書、要求水準等の誤記、提示漏れや現地見学会により発見できない事象等、本連合の要望事項が達成されない等	●	

※1 双方が既に支出した金額はそれぞれで負担する。

※2 一定額を超える場合、本連合の負担とする。

※●：主、▲：従

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	本連合	事業者
設計段階	26	測量・調査リスク	事業者が実施した測量、調査に関するもの		●
	27		本連合が実施した測量、調査に関するもの	●	
	28	設計リスク	本連合の指示・提示条件の不備・変更による設計変更	●	
	29		事業者の提案内容の不備・判断によるもの		●
	30	建設工事着工遅延リスク	本連合の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	●	
	31		事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		●
建設段階	32	工事遅延リスク	本連合の指示等の本連合の事由による（構成市町村との調整の不調に起因するものを含む）工事遅延によるもの	●	
	33		資材調達、工程管理等の事業者の事由による工事遅延によるもの（工事遅延に伴う本連合等に発生する追加コストを含む）		●
	34	工事費増大リスク	本連合の指示・提示条件に関する不備・変更によるもの	●	
	35		民間事業者の事由によるもの		●
	36	性能リスク	試運転・性能試験（事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの	●	
	37		試運転・性能試験（事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		●
運営・維持管理段階	38	供給リスク	施設許容量以内のごみの受け入れに関するもの、又は、計画ごみ質の範囲内のごみ質変動に関するもの		●
	39		施設許容量を大幅に超過するごみ量に関するもの、又は、計画ごみ質の範囲を大幅に超過するごみ質変動に関するもの	●	
	40	施設損傷リスク	不可抗力を除く事故の場合で、本連合及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く。）	●	
	41		不可抗力を除く事故の場合で、事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		●
	42	性能リスク	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の契約不適合によるものを含む）		●
	43	運営費増大リスク	設備機器の運転・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		●
	44	エネルギーに関するリスク	本施設の運転により生じるエネルギー量（熱量及び電力量）のうち、本連合に帰属する余剰エネルギーの量の変動リスク（計画からのエネルギー量変動の帰責事由が事業者にある場合）及び、責任の分界点まで熱供給用配管の破損・更新等に係るリスク		●
	45		余熱利用施設で利用するエネルギー量（熱量及び電力量）の変動に伴うリスク	●	
	46	施設の契約不適合責任リスク	事業期間中における施設管理の契約不適合に係るリスク		●
47	技術革新に係るリスク	新技術採用に係るコスト		●	
他	48	施設性能リスク	事業の終了時における施設の性能確保に関するもの		●

※●：主、▲：従

## 添付資料6 対価の構成及び支払方法

### (1) 対価の構成

本事業では、本連合は次に示す対価を事業者を支払うものとする。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に対する対価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設の設計・建設に関する業務</li> <li>・その他関連業務（土木工事、外構工事等）</li> </ul>
運営・維持管理業務に対する対価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転管理業務（受付・計量、搬入管理、適正処理・適正運転、運転管理体制整備、用役管理、運転計画作成、運転管理記録作成、性能試験等）</li> <li>・維持管理業務（保守管理、修繕工事、清掃、維持管理マニュアル作成、精密機能検査、長寿命化総合計画作成・実施等）</li> <li>・余熱利用管理業務（余熱利用管理計画作成・実施、実施報告等）</li> <li>・測定管理業務（測定管理マニュアル作成等）</li> <li>・防災等管理業務（二次災害防止、防火・防災マニュアル作成、防火・防災管理体制整備、防火・防災訓練、事故報告書作成等）</li> <li>・関連業務（植栽管理、積雪対応、施設警備・防犯、見学者対応、周辺住民対応、環境学習イベント、ホームページ開設・運営、災害発生時の対応・防災備蓄庫管理等）</li> <li>・情報管理業務</li> </ul>

### (2) 設計・建設業務における対価

#### ア 算定方法

設計・建設業務に対する対価の算定方法は、次に示すとおりである。

区分	支払いの対象となる費用	算定方法
設計・建設業務に対する対価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設の設計・建設工事費</li> </ul>	設計・建設業務に対する対価 ＝設計・建設業務を行ううえで必要となる左記業務に係る全ての費用

#### イ 支払方法

各会計年度における請負代金は、事業提案書を基に設定する会計年度ごとの支払限度額の範囲内とし、建設事業者は、前払金、部分払及び中間前払について、建設工事請負契約書において定める内容により請求できる。なお、各会計年度における支払限度額は、建設工事請負契約書作成時に通知する。

## ウ 改定方法

### (7) 基本的な考え方

物価変動等による改定は、建設工事請負契約書による。本連合又は建設事業者は、工期内で建設工事請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

### (4) 改定方法

- 1) 建設工事請負契約書に基づき、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち、前者の±1.5%を超える場合、その超える額について設計・建設費を改定する。
- 2) 入札書の提出期限を含む当該月の1日（令和8年11月1日）時点で公表されている1年間の指数（確定値）の平均値とする。
- 3) 設計・建設工事費の改定に当たっては、次に示す指数を基本とし、当該指数の改定率を確認するものとするが、合理的な理由がある場合は事業者提案とする。

項目	指標
プラント機械・電気工事費 (見積品)	・国内企業物価指数（日本銀行調査統計局）等 はん用機器、電気機器等
土木・建築工事費 (見積品)	・国内企業物価指数（日本銀行調査統計局）等 金属製品・木材・木製品・はん用機器（エレベータ）、 はん用機器・電気機器、電気機器・電子部品等
土木・建築工事費 (見積品以外)	・建設物価 建築費指数等 仮設、型枠材工、躯体、仕上、屋根、生コンクリート、型枠、 鉄筋、鉄骨加工、電気機器等 ・建築施工単価、建築コスト情報等
輸送費 (プラント、土木、建築)	・企業向けサービス価格指数等 陸上貨物輸送等
その他	・事業者の提案による (公共工事設計労務単価（国土交通省）等)

### (3) 運営・維持管理業務における対価

#### ア 算定方法

運営・維持管理業務に対する対価の算定方法は、次に示すとおりである。

区分	支払いの対象となる費用	算定方法
固定費 A	<p>本施設での処理量に関係なく支払う費用 (運営・維持管理業務において必要な費用のうち、変動費 B を除く一切の費用)</p> <p>①人件費 ②運転経費(電気・上水・下水の基本料金、都市ガス料金等) ③修繕更新費 ④その他経費</p> <p>維持管理費(保守管理費、測定試験費、清掃費、精密機能検査費、長寿命化総合計画策定費等)、関連業務費(植栽管理、積雪対応、施設警備費、環境学習イベント企画費、運営ホームページ管理費等)、アンシラリーサービス費、保険料、消耗品費、印刷費、事務費、SPC 運営費等</p>	<p>各支払期の固定費 A = 各年度提案固定費(左記合計額)(円) ÷ 各年度の支払回数(12 回/年)<sup>※1</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定費 A の各年度費用(円/年)は提案すること。</li> <li>1 円未満の端数が生じた場合には、最終 3 月分で調整するものとする。</li> <li>修繕工事費等の維持管理費等は、年度間においてなるべく平準化した金額とするよう配慮すること。</li> </ul>
変動費 B	<p>本施設での処理量に応じて変動する費用 (運転経費)</p> <p>①電気・上水・下水の基本料金以外の費用 ②薬剤費 ③その他費</p> <p>合理的な理由があるものに限り事業者提案できる)</p>	<p>各支払期の変動費 B = 各支払月の処理対象物搬入量(t) × 変動費 B 提案単価(円/t)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各支払期の処理対象物搬入量実績(t)は計量データ<sup>※2</sup>に基づく。</li> <li>変動費 B 提案単価(円/t)は 20.5 年間で固定として提案すること。</li> <li>変動費 B は、変動費 B 提案単価に計画ごみ処理量(33,175t/年)を乗じて提案すること。</li> </ul>

- 注) 1. 各支払期の委託料は、1 円未満を切り捨てるものとする。  
 2. 管理棟、計量棟、駐車場等を含む運営・維持管理業務において必要となる一切の費用は固定費 A 及び変動費 B に含むものとする。  
 3. ※1: 運営・維持管理業務の 1 年目(令和 13 年 10 月から令和 14 年 3 月)は 6 で除す。  
 4. ※2: 計量データとは、ごみ計量機で計量した搬入量(毎月の確定値)とし、単位は t、小数点以下第 2 位を四捨五入する(10kg 単位まで有効)。  
 5. 毎月の支払額は、前年度の 9 月末までに本連合が提示する次年度の見込み量をもとに算出した次年度の見込み額を 12 で除した値を基本とし、最終 3 月分の支払いにおいて年間実処理量との差分を調整する。

## イ 支払方法

### (7) 支払回数

本連合では、運営・維持管理業務委託費として、令和13年10月から令和34年3月までの20.5年間にわたり、モニタリング結果をふまえ、合計246回支払うことを基本とする。

費用項目	支払い回数
固定費A	・令和13年10月から令和14年3月：年6回 ・令和14年度以降：年12回×20年間（計240回）
変動費B	・令和13年10月から令和14年3月：年6回 ・令和14年度以降：年12回×20年間（計240回）

### (4) 業務報告書等の提出

運営事業者は、令和13年10月から令和34年3月までの20.5年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、毎月の月間業務完了報告書を終了後速やかに本連合へ提出するものとする。本連合では、月間業務完了報告書の提出を受け、承諾について文書等により運営事業者へ通知する。

また、運営事業者は、年度終了後速やかに、年度業務完了報告書及び翌年度の運転計画を本連合へ提出するものとする。本連合では、同様に、年度業務完了報告書の提出を受け、承諾について文書等により運営事業者へ通知する。

### (4) 請求書の提出及び支払

運営事業者は、本連合から承諾の通知を受けた後、速やかに請求書を本連合へ提出するものとする。本連合は、請求書を受領した日から30日以内に運営・維持管理業務委託費を支払う。

## ウ 改定方法

### (7) 基本的な考え方

運営・維持管理業務委託費は、物価変動による影響を踏まえ、年1回改定の確認を行う。改定の確認に当たっては、固定費A及び変動費Bの構成内容ごとに改定に用いる指数を設定し、改定率を乗じることで物価変動を反映させるものとする。なお、改定の確認は、前年度の9月末までに行い、翌年度の運営・維持管理業務委託費を確定させる。

また、計画ごみ処理量及び計画ごみ質の低下等により、事業提案書提出時と条件に差異が生じ、事業者の提案した単価が実態に整合しないと本連合が認めた場合には、協議を行うものとする。

#### (4) 改定方法

- 1) 運営・維持管理業務委託費の改定に当たっては、固定費A及び変動費Bの各区分における項目ごとに、4) に示す指数に基づき、当該指数の改定率を確認する。
- 2) 当該指数の改定率を確認した結果、改定率が±1.5%を超える場合、運営・維持管理業務委託費を改定する。
- 3) 運営・維持管理業務委託費の改定は、当該年度の9月1日時点に公表されている直近1年間の指数の平均値を用いて指数ごとに求め、9月末までに決定するものとする。なお、当該年度の6月1日時点に公表されている値をもとに、6月末までに改定の見込みについて本連合へ報告する。
- 4) 改定に用いる指数は、次を基本とする。なお、改定に用いる指数は原則として変更しないが、市場の変動等により改定に用いる指数が実態に整合しない場合には、本連合と運営事業者で協議するものとする。

#### ■改定に用いる指標

区分	項目	指標	
固定費A	人件費	「毎月勤労統計調査／調査産業計／事業所規模30人以上／現金給与総額指数／長野県平均」(厚生労働省)	
	運転経費	電気	中部電力における基本料金の改定に併せて改定
		燃料	上田ガスにおける基本料金の改定に併せて改定
		上水／下水	上田市上水料金改定に併せて改定
		その他	「企業向けサービス価格指数／参考指数／消費税を除く基本分類指数／総平均」(日本銀行調査統計局)
	修繕更新費	「企業向けサービス価格指数／参考指数／消費税を除く基本分類指数／自動車整備・機械修理／機械修理」(日本銀行調査統計局)	
その他費	「企業向けサービス価格指数／参考指数／消費税を除く基本分類指数／総平均」(日本銀行調査統計局)		
変動費B	運転経費	電気	同上
		上水／下水	同上
		薬剤	「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品」(日本銀行調査統計局)
		その他	「企業向けサービス価格指数／参考指数／消費税を除く基本分類指数／総平均」(日本銀行調査統計局)

注) 使用する指数は確定値とする。

#### (ウ) 改定の算定式

運営・維持管理業務に対する対価における固定費A及び変動費Bは、次式により見直しを行う。

$$\text{算定式 } Y = \alpha \times X$$

Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用（税抜）

改定率  $\alpha$  = 改定時の指数 / 前回改定時の指数

- 1) 第1回目の改定では、Xは入札時の費用とし、 $\alpha$ における前回改定時の指数は令和8年11月1日時点に公表されている1年間の指数（確定値）の平均値とする。
- 2) 改定率を求めるための各指数は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までとする。
- 3) 改定率は小数点第4位を四捨五入し、小数点第3位までとする。

#### (イ) その他

「(3) ア 算定方法」に示す費目のうち、「ウ (ア) 基本的な考え方」から「ウ (ウ) 改定の算定式」による改定方法が適当でないと本連合が認めた費目については、本連合と運営事業者が協議のうえ別途改定方法を定めるものとする。

また、運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本連合の運営事業者への支払に係る消費税及び地方消費税については、本連合が改定内容に合わせて負担する。

## 添付資料 7 対価の減額等に係る措置

### (1) 設計・建設業務における減額措置

#### ア 地元企業への発注額未達に係る減額措置

##### (7) 地元企業への発注金額状況報告書の提出

建設事業者は、事業提案書で提案した設計・建設業務における地元企業への発注金額を提示したうえで、当該年度の地元企業への発注金額の実績を確認し、提案発注金額の達成状況等を取りまとめた「設計・建設業務に係る地元発注金額達成状況報告書」を令和13年6月30日までに本連合に提出する。

##### (4) 地元企業への発注金額の達成状況確認

地元企業への発注金額は、下請金額の場合は二次下請までとし、発注金額の重複は認めないものとする。本連合は、様式第8-16号に基づき、「設計・建設業務に係る地元発注金額達成状況報告書」を毎年度確認するが、契約最終年度での確認において、設計・建設業務期間を通じた総額で地元企業への発注実績額が提案発注金額を下回った場合、建設工事請負契約の契約金額のうち未達成分として、未達成分の金額を工事最終年度分の請求から減額する。なお、減額金額は、建設工事請負契約に基づき建設事業者が本連合に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。

ただし、未達が建設事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを建設事業者が明らかにし、本連合がこれを認めた場合には、この限りではない。

### (2) モニタリング及び運営・維持管理業務における減額措置

#### ア モニタリング及び減額措置

##### (7) モニタリングに関する基本的な考え方

入札公告時に本連合が提示した要求水準書等及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能（以下「要求性能」という。）に基づいて、適正かつ確実な運営・維持管理業務の履行水準の確保がなされているかどうかを、監視、測定及び評価する。

モニタリングは、運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基本とし、これを補完する目的で本連合が随時のモニタリングを行うこととする。

モニタリングにより要求性能が発揮されていない、又は発揮されないおそれがあると判断した場合には、ごみ処理の停止、是正勧告、運営・維持管理業務委託費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、運営・維持管理業務委託契約に基づく本連合の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

#### (イ) 減額措置に関する基本的な考え方

運営・維持管理業務委託費の減額は、次の方針に基づいて行うものとする。

- 1) 運営事業者が行う業務において、事業契約の未達又は不履行があった場合に減額する。
- 2) 減額は、適切な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により運営業務そのものが損なわれること等がないように実施する。
- 3) 減額金額は、運営・維持管理業務委託契約に基づき運営事業者が本連合に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- 4) 運営・維持管理業務における減額措置は、異常事態の発生、計画外におけるごみ処理の停止又はその他運営事業者の運営・維持管理業務委託契約に基づく債務の不履行等により、ごみの受入を停止した場合（本連合の指示により停止した場合を含む）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）と、ごみの受入を継続できるが、事業契約に規定する業務水準が達成されていないと判断した場合の減額（以下「運転継続型減額措置」という。）に分けて行うものとする。
- 5) 軽微な不履行については直ちに減額するのではなく、運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することを基本とする。

#### (ウ) 減額システムの運用

本事業における運転停止型減額措置の場合は、ただちに運営・維持管理業務委託費の減額となるが、運転継続型減額措置の場合は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものである。そのため、軽微な不履行については、運営事業者が自ら改善措置をとり、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましいことから、本連合と運営事業者の間で効率よく課題解決できる機能を有する協議体制等の構築を図るものとする。

### イ 運転停止型減額措置

#### (ア) 減額等の措置を講じる状態

減額等の措置は、異常事態の発生、計画外でのごみ処理の停止によりごみの受入れが不能になった場合又はその他運営事業者の運営・維持管理業務委託契約に基づく債務の不履行等により、ごみの受入を停止した場合に実施する。

#### (イ) 減額措置の手順

##### 1) 復旧手続き

本連合と運営事業者は、次に掲げる事項及び順序で行い、ごみ受入を停止した施設の復旧に努めるものとする。

- ① 運営事業者によるごみ受入停止の報告
- ② 運営事業者による異常事態に至った原因と責任の究明及び本連合への報告

- ③ 運営事業者による復旧計画の提案及び本連合の承諾
- ④ 運営事業者による復旧作業への着手
- ⑤ 本連合による復旧作業の完了確認
- ⑥ 運営事業者による復旧のための試運転開始
- ⑦ 本連合による運転データの確認
- ⑧ 運営事業者による運転再開
- ⑨ 運営事業者による運営改善計画の立案
- ⑩ 本連合による運営改善計画の承諾

ただし、本施設の停止基準を逸脱した理由が、測定機器の誤動作等が軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- ① 運営事業者によるごみ受入停止の報告
- ② 運営事業者による異常事態に至った原因と責任の究明及び本連合への報告
- ③ 本連合による復旧手続きを簡略化することの承諾
- ④ 運営事業者による復旧計画の立案及び復旧作業への着手
- ⑤ 運営事業者による運転再開
- ⑥ 運営事業者による運営改善計画の立案
- ⑦ 本連合による運営改善計画の承諾

## 2) 減額の算定方法

運営・維持管理業務委託費は、1日当たりの固定費Aに停止日数を乗じた額の累計額を当該月の固定費Aの支払額から減額する。

減額の対象とする停止日数とは、処理対象物をごみピットで受け入れることが出来なかった場合の日数であり、処理対象物をごみピットで受け入れることが出来た日数は、適用しないものとする。

$$\text{減額(円)} = 1 \text{ 日当たりの固定費 } A \text{ (円/日)} \times \text{停止日数(日)}$$

・1日当たりの固定費A

: 年間固定費Aのうち、当該年度の年間日数(365日又は366日)で除した額

## ウ 運転継続型減額措置

### (7) モニタリング手法の確定手続き

運転継続型減額措置は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、まず本連合と運営事業者はモニタリング手法を次の手続きに基づいて合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

- 1) 運営事業者の事業提案書等に基づき、運営・維持管理業務の水準を確定する。

- 2) 運営事業者の提供する運営・維持管理業務が、事業契約の未達となる基準は事業契約締結後に詳細化する。
- 3) 運営事業者は、品質管理（PDCA サイクル）を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査（セルフモニタリング）を業務監査（日常、随時、定期モニタリング等）に位置付けるものとする。
- 4) 運営事業者は、自らが行う品質管理を前提として、次項「(イ) 2) 本連合によるモニタリング」に示すモニタリング内容を踏まえたうえで、協議体制、モニタリングに関する各種報告様式等を提案し、本連合と協議のうえ、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。
- 5) 運営マニュアルは、運営事業者自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより運営事業者が免責となるものではない。

#### (イ) モニタリングの方法

##### 1) 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営・維持管理業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営・維持管理業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約に定める運営・維持管理業務についての各種報告書及び監査済み財務書類をそれぞれ期日までに作成し、本連合に提出するものとする。

##### 2) 本連合によるモニタリング

###### ① 定期モニタリング

運営事業者が提出する月間業務完了報告書が事業契約を満たしているか確認し、当該月間業務完了報告書の対象となる月の業務状況につき運営事業者に通知する。

運営事業者は、本連合が行うモニタリングにつき、本連合の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、月間業務完了報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、運営事業者の提案に基づき契約後に本連合と運営事業者が協議のうえ、決定する。

###### ② 随時モニタリング

本連合が必要と認める場合、月間業務完了報告書による確認とは別に、随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、運営事業者は当該説明、立会等について最大限協力するものとする。

###### ③ 財務モニタリング

運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）

を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けたうえで、株主総会に報告された事業報告及びこれらの附属明細書の写しとともに、毎事業年度経過後 3 か月以内に提出する。なお、本連合は当該監査済財務書類を公開することができるものとする。

また、運営・維持管理業務に係る実際の人件費が事業提案書で提案した人件費と乖離がないかどうかを本連合が確認するため、運営事業者は、本連合が要求する場合に人件費の支払い状況を開示することとする。なお、この確認は、雇用者の給与水準が運営業務の確実な履行に繋がるとの観点から実施するものであり、個人の特定を目的とするものではないため、人件費の支払い状況は、個人名を伏せたうえで開示すること。

## (ウ) 削減額の算定方法

### 1) 減額等の措置を講じる状態

減額等の措置は、定期モニタリング等の結果、事業契約を満たさないと本連合が判断した場合に実施する。

### 2) 減額措置の手順

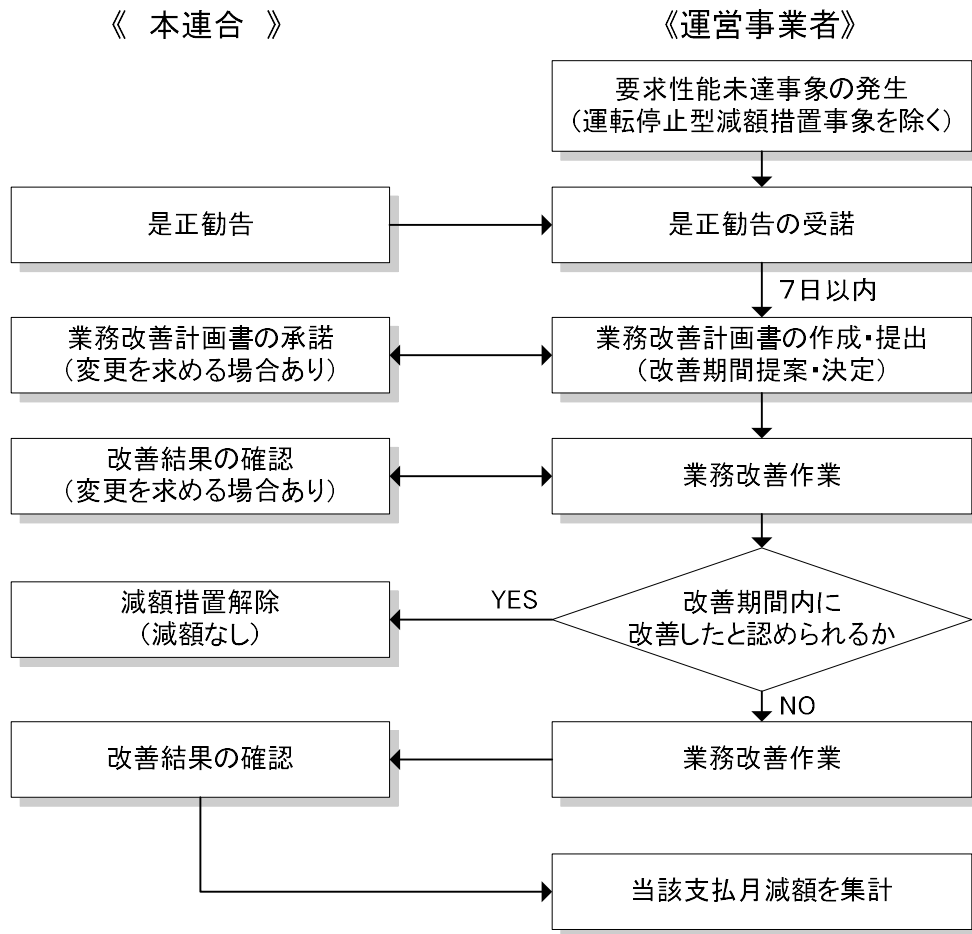
#### ① 業務改善手続き

本施設でのごみ処理は継続できるが、運営事業者による運営・維持管理業務の水準が、事業契約の未達及び債務の不履行に至ったと判断した場合、本連合と運営事業者は、次の手順で業務の改善に努めるものとする。なお、運営事業者は、是正勧告を受けてから 7 日以内に業務改善計画書を提出するものとする。

- a) 本連合から運営事業者に対し、事業契約の未達及び債務の不履行の改善を行うよう是正勧告
- b) 運営事業者による事業契約未達及び債務の不履行に至った原因と責任の究明
- c) 運営事業者による業務改善計画書の作成・提出及び本連合の承諾
- d) 業務改善作業への着手
- e) 本連合による業務改善作業の完了確認

ただし、業務水準が事業契約の未達及び債務の不履行に至った理由が軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- a) 本連合から運営事業者に対し、事業契約の未達及び債務の不履行の改善を行うよう是正勧告
- b) 運営事業者による事業契約の未達債務の不履行に至った原因と責任の究明
- c) 本連合による業務改善手続きを簡略化することの承諾
- d) 業務改善作業への着手
- e) 本連合による業務改善作業の完了確認



② 減額の算定方法

本施設での業務改善において減額する金額は、1日当たりの固定費Aに改善未確認日数と減額率を乗じた額の累計額を当該月の固定費Aの支払額から減額する。なお、改善期間内に改善したと認められた場合は、減額措置は適用しない。

$$\text{減額(円)} = 1 \text{日当たりの固定費 A (円/日)} \times \text{改善未確認日数 a (日)} \times \text{減額率 (20\%)} \\ + 1 \text{日当たりの固定費 A (円/日)} \times \text{改善未確認日数 b (日)} \times \text{減額率 (100\%)}$$

- ・ 1日当たりの固定費A：年間固定費Aを当該年度の年間日数で除した額
- ・ 改善未確認日数：是正勧告日(起算)から本連合が改善を確認する日までの日数
- ・ 改善未確認日数 a：是正勧告日から改善期間満了日の間での改善未確認日数
- ・ 改善未確認日数 b：改善期間満了日翌日以降の改善未確認日数
- ・ 減額率：是正勧告日から改善期間満了日までの間： 20% 減額  
改善期間満了日翌日以降： 100% 減額

### (3) 事業提案未達に係る措置

#### ア 地元企業への発注金額未達に係る減額措置

##### (7) 地元企業への発注金額状況報告書の提出

運営事業者は、事業提案書で提案した運営・維持管理業務における地元企業への発注金額を提示したうえで、当該年度の地元企業への発注金額の実績を確認し、提案発注金額の達成状況等を取りまとめた「運営・維持管理業務に係る地元発注金額達成状況報告書」を本連合までに提出する。

毎年度の提出時期は、連合では次項に規定するとおり発注金額の達成状況を確認するため、5年ごとの減額措置の対象となる年度では、当該年度の12月1日までに提出するものとし、それ以外の年度では、翌年度5月1日とする。

##### (4) 地元企業への発注金額の達成状況確認

本連合は、様式第8-17号に基づき、「運営・維持管理業務に係る地元発注金額達成状況報告書」を毎年度確認するが、令和13年度から令和18年度まで、令和19年度から令和23年度まで、令和24年度から令和28年度まで、令和29年度から令和33年度までの5年間ごとに減額措置の有無を確認する。

減額措置は、5年ごとの地元企業への発注実績額が提案発注金額を下回った場合、運営・維持管理業務委託契約の契約金額のうちの未達成分として、それぞれ5年間の最終年度である令和19年3月、令和24年3月、令和29年3月、令和34年3月の運営・維持管理業務委託費の請求から減額する。なお、未達額が各年度3月分の請求額を上回る場合は、翌年度4月分からも減額するものとするが、令和34年3月分で発生した場合は、その差額を本連合に納付すること。

ただし、未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにし、本連合がこれを認めた場合には、この限りではない。

## イ 提案発電量に係る措置

### (7) 年間発電量報告書の提出

運営事業者は、年間発電量の毎年度実績を翌年度の4月10日までに本連合に報告する。

### (4) 提案年間発電量の未達に係る措置

本連合は、毎年度の年間発電量実績と、様式第7-8号添付資料1で提案した提案発電量を毎年度比較して確認するが、前者が後者を10%超下回った場合は、売電相当量が未達と判断し、当該年度の3月分の請求から減額する。

ただし、未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにし、本連合がこれを認めた場合には、この限りではない。

また、発注時と比較し、明らかに設計条件が変更される要因が発生した場合には、本連合がこれを認めた場合、様式第7-8号添付資料1で提案した提案発電量を更新することができる。

#### 【年間実績発電量<年間提案発電量×90%の場合】

減額金額(円) = (提案発電量(kWh/年) - 実績発電量(kWh/年)) × 単価(円/kWh) × 50%

- ・ 提案発電量：様式第7-8号添付資料で提案した発電量 (kWh/年)
- ・ 実績発電量：当該年度の総年間発電量 (kWh/年)
- ・ 単価：当該年度の売電単価 (円/kWh)

## 添付資料 8 事業者が付保する保険

### (1) 設計・建設業務

#### ア 組立保険

- 保険契約者 : 建設事業者  
保険の対象 : 各種の機械、機械設備、装置などの据付・組立工事中に、工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害  
補償額 : 請負代金額  
保険期間 : 着工日から建設工事完了日まで  
被保険者 : 建設事業者

#### イ 建設工事保険

- 保険契約者 : 建設事業者  
保険の対象 : 建設中の建物に不測かつ突発的な事故によって生じた損害  
補償額 : 請負代金額  
保険期間 : 着工日から建設工事完了日まで  
被保険者 : 建設事業者

#### ウ 第三者損害賠償保険

- 保険契約者 : 建設事業者  
保険の対象 : 建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保  
補償限度額 : 対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上  
対物：1事故当たり1億円以上  
保険期間 : 着工日から建設工事完了日まで  
被保険者 : 建設事業者

注) 本連合では、建物総合損害共済に加入する予定である。そのため、上記に示す保険は必要最小限度のものであり、建設事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

## (2) 運営・維持管理業務

### ア 第三者損害賠償保険

- 保 険 契 約 者 : 運営事業者
- 補 償 する 損 害 : 本施設の使用、管理、本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害、  
賠償責任を負担することによって被る損害
- てん補限度額 : 対人：1名当たり最大1億円  
1 事故当たり最大 10 億円  
対物：1 事故当たり最大 1 億円
- 保 険 期 間 : 運営期間
- 被 保 険 者 : 本連合、運営事業者

注) 本連合では、建物総合損害共済に加入する予定である。そのため、上記に示す保険は必要最小限度のものであり、運営事業者等が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

## 添付資料 9 提出書類の作成要領

### (1) 各書類の提出要領

#### ア 基礎審査及び非価格要素審査に関する提出書類

正本は、図 1 に示すように袋綴じで作成し、代表企業の割印を施し、次に示す①、③、⑥ごとに提出すること。また、副本は次に示す②、④、⑧ごとに、図 2 に示すように簡易ファイルに綴じて提出すること。

電子媒体は、次の①から④における正本及び副本をまとめて記録し、1部提出すること。

また、事業計画に関する提出書類を記録した電子媒体は、正本、副本で各1部提出すること。なお、正本の電子媒体については、割印を施した任意の封筒（封あり）に入れて提出すること。

#### 【提出書類】

- ① 基礎審査に関する提出書類【正本】（様式第 6-1 号から 6-6 号）
- ② 基礎審査に関する提出書類【副本】（様式第 6-4 号から 6-6 号）
- ③ 非価格要素審査に関する提出書類【正本】（様式第 7-1 号、表紙、様式第 7-2 号から 7-17 号）
- ④ 非価格要素審査に関する提出書類【副本】（表紙、様式第 7-2 号から 7-17 号）
- ⑤ 上記①から④を記録した電子媒体
- ⑥ 事業計画に関する提出書類【正本】（様式第 8-1 号から 8-17 号）  
※ 様式第 8-1 号から 8-3 号は、入札書の封筒に同封すること。
- ⑦ 上記⑥を記録した電子媒体（割印を施した任意の袋）  
※ 様式第 8-1 号から 8-3 号の PDF 及び Excel データを含む。
- ⑧ 事業計画に関する提出書類【副本】（様式第 8-4 号から 8-17 号）
- ⑨ 上記⑧を記録した電子媒体

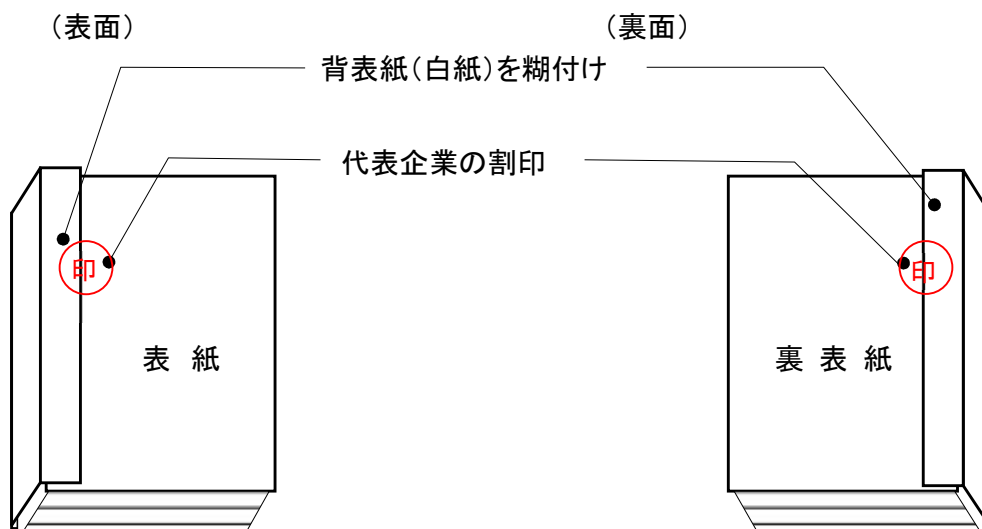


図 1 袋綴じの方法（正本）

A4版 表紙

背表紙

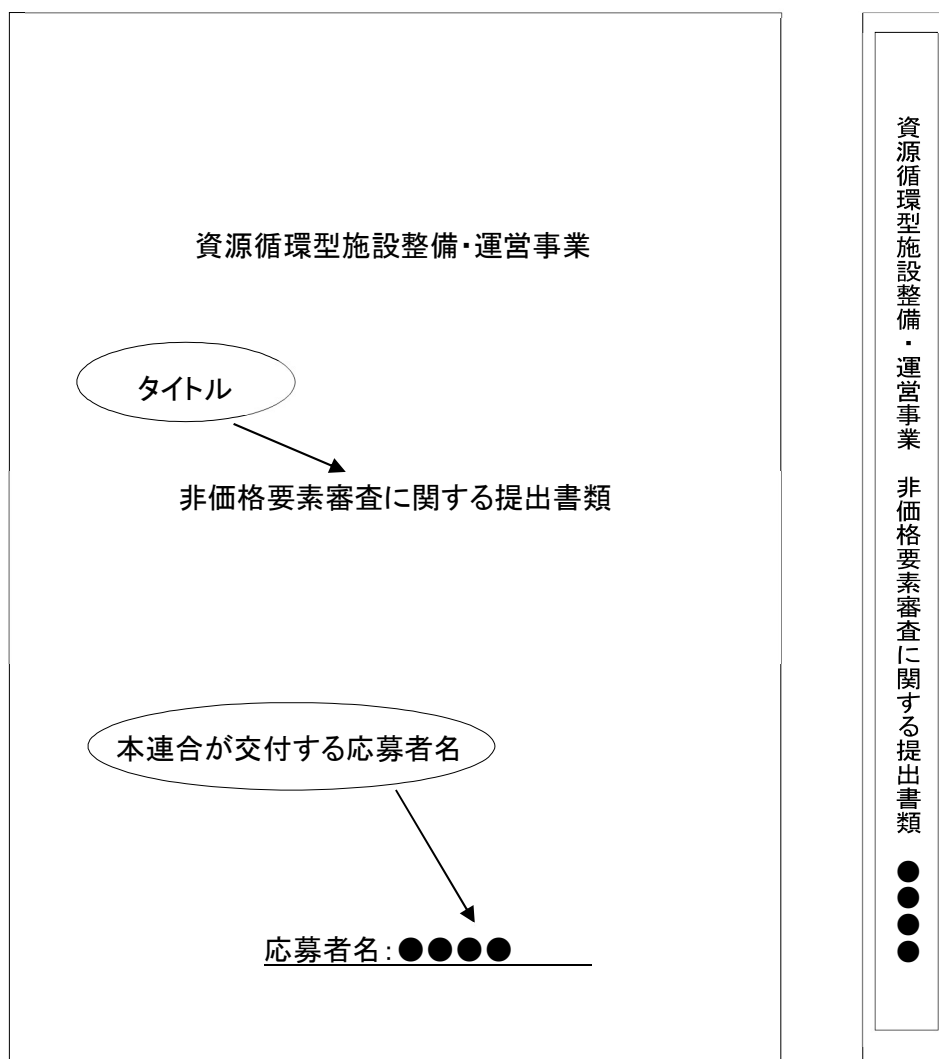


図2 副本の表紙・背表紙（例）

## イ 価格要素審査に関する提出書類

入札書等は、図3に示す方法で提出すること。

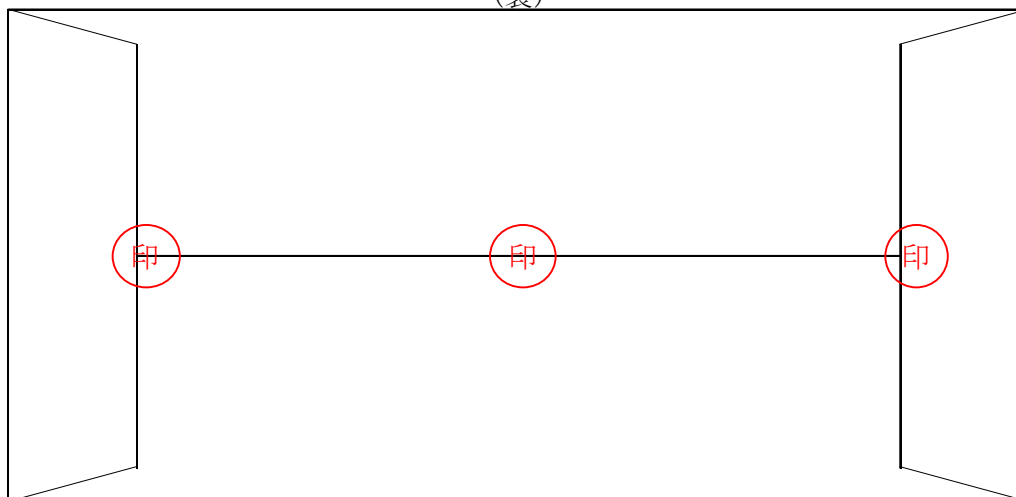
### 【提出書類】

- ① 入札書（様式第5-1号）
- ② 事業費（様式第8-1号）
- ③ 資源循環型施設設計・建設工事費（様式第8-2号）
- ④ 運営・維持管理業務委託費（様式第8-3号）

(表)

上田地域広域連合 連合長 齊藤 達也 様	
事業名 資源循環型施設整備・運営事業	
事業場所 長野県上田市常磐城2320番地ほか	
<b>【入札書在中】</b>	
所在地	_____
商号又は名称	_____
代表者名	_____ <b>印</b>
令和 年 月 日	

(裏)



- 注) 1. 入札書等を提出する封筒は、長形3号又は角形2号を基本とすること。  
2. 印は、入札参加資格審査に関する提出書類の使用印鑑届に基づくものを用いること。  
3. 提出書類①から④の正本を1部同封すること。

図3 入札書等の封筒記載例

## (2) 個別事項

### ア 入札関係書類に関する質問書

- ・各様式は、Excel による電子メールでの提出とする。

様式番号	タイトル	提出
第 1-1 号	第 1 回入札関係書類に関する質問書（入札参加資格）	Excel
第 1-2 号	第 1 回入札関係書類に関する質問書（入札参加資格以外）	Excel
第 1-3 号	第 2 回入札関係書類に関する質問書	Excel

### イ 入札参加資格審査に関する提出書類【正本 1 部、副本 2 部】

- ・ A4 縦左綴じ（任意の簡易ファイル）で片面印刷により提出する。（添付書類含む）
- ・ 正本を電子媒体に記録したものを 1 部提出すること。なお、電子媒体の表紙には事業名、入札参加資格審査に関する書類と分かる記載、代表企業名及び提出日を明記すること。
- ・ 入札参加資格審査結果の通知用として、110 円切手を貼付した任意の返信用封筒（定型長 3）1 枚に、代表企業の住所、氏名等を記載して併せて提出すること。

様式番号	タイトル	提出
第 2-1 号	入札参加資格審査申請書	正本
第 2-2 号	応募者の構成	正本、PDF
第 2-3 号	委任状（代表企業）	正本、PDF
第 2-4 号	入札参加資格要件確認書①	正本、PDF
第 2-5 号	入札参加資格要件確認書②	正本、PDF
第 2-6 号	入札参加資格要件確認書③	正本、PDF
第 2-7 号	入札参加資格要件確認書④	正本、PDF

### ウ 現地見学会への申込書

- ・ 第 3-1 号及び第 3-2 号を郵送又は持参により提出すること。

様式番号	タイトル	提出
第 3-1 号	現地見学会への申込書	正本
第 3-2 号	参加者リスト	正本

## エ 対面的対話に関する提出書類【正本1部、副本5部】

- ・A4 縦左綴じ（左上クリップ留め）で片面印刷により提出する。ただし、様式第4-2号はA4横とし、図面関係はA3片面印刷でA4サイズに織り込むこと。
- ・正本及び副本は、電子媒体に記録したものを1部提出すること。なお、電子媒体の表紙には事業名、対面的対話に関する書類と分かる記載、応募者名及び提出日を明記すること。

様式番号	タイトル	提出
第4-1号	対面的対話の申込書	正本
第4-2号	対面的対話における確認事項	正本、副本、Excel
第4-3号	全体処理フロー図	正本、副本、PDF
第4-4号	全体配置・動線計画図	正本、副本、PDF
第4-5号	各階平面図	正本、副本、PDF
第4-6号	工事工程	正本、副本、PDF

## オ 入札書【正本1部】

- ・「(1) イ 価格要素審査に関する提出書類」に示す方法で提出すること。

様式番号	タイトル	提出
第5-1号	入札書	正本

## カ 事業提案書

### (7) 基礎審査に関する提出書類【正本1部、副本2部】

- ・A4 縦左綴じとし、様式6-1から6-3号は片面印刷、様式第6-4号及び6-5号は両面印刷（A4横）により提出する。
- ・正本及び副本は、次項(イ)とまとめて電子媒体に記録したものを1部提出すること。なお、電子媒体の表紙には事業名、基礎審査及び非価格要素審査に関する書類と分かる記載、応募者名並びに提出日を明記すること。

様式番号	タイトル	提出
第6-1号	基礎審査用書類	正本
第6-2号	提案書類の整合確認書	正本
第6-3号	要求水準に関する誓約書	正本
第6-4号	要求水準に対する設計仕様書（設計・建設業務編）	正本、副本、PDF
第6-5号	要求水準に対する設計仕様書（運営・維持管理業務編）	正本、副本、PDF
第6-6号	工事工程（様式任意）	正本、副本、PDF

(イ) 非価格要素審査に関する提出書類【正本 1 部、副本 10 部】

- ・A4 縦左綴じで片面印刷により提出する。ただし、図面関係は A3 片面印刷で A4 サイズに織り込むこと。
- ・表紙は任意 (A4 縦 1 ページ) とする。なお、表紙は評価の対象ではない。
- ・正本及び副本は、前項(ア)とまとめて電子媒体に記録したものを 1 部提出すること。なお、電子媒体の表紙には事業名、基礎審査及び非価格要素審査に関する書類と分かる記載、応募者名並びに提出日を明記すること。

様式番号	タイトル	提出
第 7-1 号	事業提案書	正本
—	表紙	正本、副本、PDF
第 7-2 号	全体配置・動線計画	正本、副本、PDF
—	添付資料 1 全体配置・動線計画図 (平時)	正本、副本、PDF
—	添付資料 2 全体配置・動線計画図 (災害時)	正本、副本、PDF
—	添付資料 3 各階平面図	正本、副本、PDF
第 7-3 号	安定稼働	正本、副本、PDF
第 7-4 号	長寿命化対策	正本、副本、PDF
第 7-5 号	ライフサイクルコストの低減策	正本、副本、PDF
—	添付資料 1 保守管理及び修繕計画 ※様式第 8-10 号を添付すること。	正本、副本、PDF
—	添付資料 2 変動費 B (電気、上水、下水) ※様式第 8-11 号を添付すること。	正本、副本、PDF
—	添付資料 3 変動費 B (薬剤費) ※様式第 8-12 号を添付すること。	正本、副本、PDF
第 7-6 号	運転体制	正本、副本、PDF
—	添付資料 1 運転体制図	正本、副本、PDF
第 7-7 号	事故対策・搬入管理	正本、副本、PDF
第 7-8 号	エネルギーの有効活用	正本、副本、PDF
—	添付資料 1 提案発電量	正本、副本、PDF
—	添付資料 2 運転計画	正本、副本、PDF
第 7-9 号	カーボンニュートラル	正本、副本、PDF
—	添付資料 1 エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量	正本、副本、PDF
第 7-10 号	発生残さ低減策	正本、副本、PDF
第 7-11 号	景観	正本、副本、PDF
第 7-12 号	環境教育	正本、副本、PDF
第 7-13 号	地域振興	正本、副本、PDF
—	添付資料 1 設計・建設業務における地元発注金額 ※様式第 8-16 号 (副本) を添付すること。	正本、副本、PDF

—	添付資料2 運営・維持管理業務における地元発注金額 ※様式第8-17号(副本)を添付すること。	正本、副本、PDF
第7-14号	公害防止計画	正本、副本、PDF
第7-15号	施工計画	正本、副本、PDF
第7-16号	災害対応	正本、副本、PDF
第7-17号	防災拠点	正本、副本、PDF

(ウ) 事業計画に関する提出書類【正本1部、副本2部】

- ・A4縦左綴じで片面印刷により提出する。ただし、A3版は片面印刷でA4サイズに織り込むこと。
- ・正本及び副本は、それぞれ電子媒体に記録したものを各1部提出すること。なお、電子媒体の表紙には事業名、事業計画に関する書類と分かる記載、応募者名及び提出日を明記すること。また、正本用の電子媒体のみ、任意の封筒に入れ、封筒の表紙に電子媒体と同じ内容を明記し、封印・割印して提出すること。

様式番号	タイトル	提出
第8-1号	事業費	正本 <sup>※1</sup> 、PDF、Excel
第8-2号	資源循環型施設設計・建設工事費	正本 <sup>※1</sup> 、PDF、Excel
第8-3号	運営・維持管理業務委託費	正本 <sup>※1</sup> 、PDF、Excel
第8-4号	特別目的会社の資本概要	正本、副本、PDF、Excel
第8-5号	特別目的会社の開業費	正本、副本、PDF、Excel
第8-6号	固定費A(人件費)	正本、副本、PDF、Excel
第8-7号	固定費A(運転経費) (電気、上水、下水、都市ガス等)	正本、副本、PDF、Excel
第8-8号	固定費A(修繕更新費)	正本、副本、PDF、Excel
第8-9号	固定費A(その他経費)	正本、副本、PDF、Excel
第8-10号	保守管理及び修繕計画	正本、副本、PDF、Excel
第8-11号	変動費B(電気、上水、下水)	正本、副本、PDF、Excel
第8-12号	変動費B(薬剤費)	正本、副本、PDF、Excel
第8-13号	変動費B(その他費)	正本、副本、PDF、Excel
第8-14号	事業収支表(損益計算書)	正本、副本、PDF、Excel
第8-15号	事業収支表(キャッシュフロー計算書)	正本、副本、PDF、Excel
第8-16号	設計・建設業務における地元発注金額	正本、副本、PDF、Excel
第8-17号	運営・維持管理業務における地元発注金額	正本、副本、PDF、Excel

注) ※1：正本は入札書と同じ封筒に入れ、様式第8-4号以降の正本には綴じこまないように注意すること。

## キ 辞退届

様式番号	タイトル	提出
第 9-1 号	辞退届	正本

### (3) 記載要領

(ア) 次に示す提出書類では、応募者の企業名を特定又は類推できる記載を行わないこと。

- ① 基礎審査に関する提出書類（様式第 6-4 号から第 6-6 号）
- ② 非価格要素審査に関する提出書類（表紙、様式第 7-2 号から第 7-17 号）
- ③ 事業計画に関する提出書類（様式第 8-4 号から第 8-17 号）

(イ) 造語・略語を使用する場合には、一般用語・専門用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。

(ウ) 他の様式や補足資料に関連する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には、該当する様式番号、ページ等を適宜記入すること。

(エ) 使用する用紙は、特に指定のない限り、A4 縦長横書き片面とすること。

(オ) ページ数に制限がある場合には、遵守すること。

(カ) 文章に使用する文字フォントは自由とするが、大きさは原則として 10.5 ポイント以上とする。ただし、図中又は表中の文字に関しては、可能な限り 10.5 ポイント以上とすること。また、文字間、行間は読みやすさを考慮すること。

(キ) 次に示す提出書類では、それぞれの書類単位で通し番号を付すこと。

- ① 基礎審査に関する提出書類
- ② 非価格要素審査に関する提出書類
- ③ 事業計画に関する提出書類

(ク) 副本における次の各書類には、書類の右下に入札参加資格審査後に本連合が交付する応募者名を記入すること。（枠は任意）

- ① 非価格要素審査に関する提出書類（表紙、様式第 7-2 号から第 7-17 号）
- ② 事業計画に関する提出書類（様式第 8-4 号から第 8-17 号）

(ケ) 電子媒体の提出に当たっては、提出書類と同じ内容を保存するものとする。ファイル形式は、「(2) 個別事項」に示すとおりとするが、Excel については、計算の数式や他のシートとのリンクが残ったままで提出すること。